

新型コロナウイルス感染防止策にかかる実習に関する方針

1. 実習に関する本学の方針

本学の授業科目における学外実習の取扱いについては、学生の資格取得のための単位取得上、重要であることから原則的に実施する。

なお、政府及び関係省庁より提示されている「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等を踏まえ、本学所在地、実習先周辺等で感染拡大の際には、その感染状況を確認したうえで、本学危機管理委員会及び実習担当で協議のうえ、実習先の受入の意向に基づき都度臨機応変に対処することとする。

2. 実習学生の対応について

実習に臨むにあたり、以下の事項を徹底する。

- ① 「健康管理及び感染予防に関する誓約書【別紙 1】」へ署名し、実習生としての自覚をもった行動をする。
- ② 実習前2週間に限らず毎日検温結果を「健康調査票」に記入し、健康状態を本学保健室に送信することにより健康管理を徹底する。
- ③ 実習中は、「健康調査票」を日誌に挟み実習先に開示する。
- ④ 特に、実習開始2週間前からは登校以外での不特定多数とのかかわりや県外への移動を控える。
- ⑤ 実習先の感染症対策の指示に従い、手洗いや咳エチケット、不織布マスクの正しい着用など基本的な感染症対策を徹底する。

3. 風邪症状や体調不良、新型コロナウイルス感染が疑われる症状（発熱、喉の痛み、咳、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚の異常等）がある場合の対応

- ① 実習先に行くことを直ちに中止して、実習先および本学実習担当者へ連絡をする（裏面 図1）。
- ② 療養期間および実習再開の目安については医療機関へ受診し、主治医から指示を受けること【別紙3】。

4. 学生の感染が判明した場合および地域の感染拡大等による実習中止基準

以下の場合、学生から本学及び実習先施設へ連絡し実習を中止または一時中断する。

- (A) 学生の感染が判明または濃厚接触者になった（実習終了後であっても10日間は報告すること）。
- (B) 実習先で感染者または濃厚接触者が判明した（実習先の判断により、実習再開を決定する）。
- (C) 実習先所在地の感染拡大（必要に応じて実習先と状況確認する）。
- (D) 本学関係者が感染した場合は、公的機関の指示を受け、実習の可否を判断する。
- (E) その他

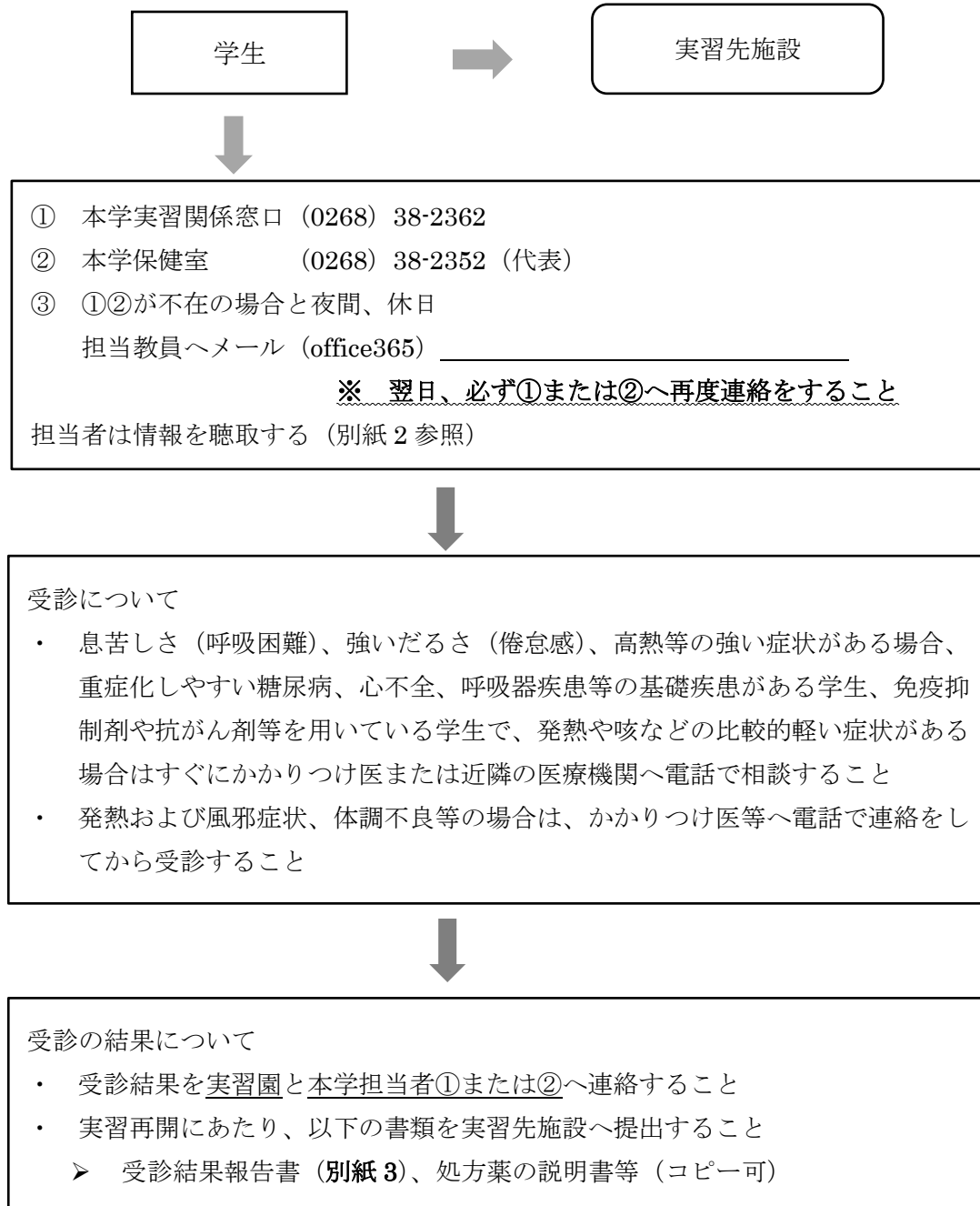
- ・ 同居若しくは生活の大半を同一にする者等が濃厚接触者になり、学生も一時自宅待機の措置が必要となった（検査の結果、陰性が確認された場合は、公的機関の指示を受け、その上で実習再開を打診する）。
- ・ 学生の体調不良が続き、受診した結果PCR検査（他検査含む）を実施することになった。

※ (A)～(E)の理由により実習中止となった場合、実習委員会により今後の実習について検討を行い、学生にとって不利益とならないよう弾力的に対応する。

本学連絡先

実習関係窓口 (0268) 38-2362 、不在の場合 保健室 (0268) 38-2352 【別紙 2 参照】

図 1 37.5℃以上（普段より明らかに高い熱）の発熱および風邪症状やその他体調不良がある場合



【参考】

- ・ 新型コロナウイルス感染症について (厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・ 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について (文部科学省ホームページ)
https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html
- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う指定保育士養成施設の対応について (事務連絡 令和2年6月15日)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000640105.pdf>
- ・ 保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き (日本小児感染症学会 WG 作成)
[保育園における新型コロナウイルス感染症に関する手引き 第1版：2020年3月25日発行 \(jspid.jp\)](https://www.jspid.jp/)
- ・ 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html
- ・ 令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について (事務連絡 令和2年4月3日)
https://www.mext.go.jp/content/202000403-mxt_kyoikujinzai02-000004520-1.pdf